

令和4年4月20日

保護者様

長崎市教育委員会  
健康教育課長  
学校教育課長  
長崎市立川原小学校  
校長 神田 学  
(公印省略)

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限の  
見直しへの対応について

日頃より新型コロナウイルス感染拡大防止への様々なご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえ、オミクロン株が主流である間の濃厚接触者の特定や行動制限及び積極的疫学調査の実施方針について、厚生労働省等の通知を受け、長崎市保健所における取扱いが見直されました。

これに伴い、長崎市立各学校においても、児童生徒及び教職員について、次のとおり取り扱うことになりましたのでお知らせいたします。

これからも、学校では感染拡大防止に努めてまいります。ご家庭においても、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 同一世帯内で感染者が発生した場合

- 感染者は、原則10日間の出席停止。（発症日を0日目として10日間）
- 感染者と同居の家族等は全員が自動的に濃厚接触者となる。  
濃厚接触者は、原則7日間、自宅待機（出席停止）となる。  
【自宅待機期間】同居家族の陽性者が発症した日（無症状者は検体採取日）、または、陽性者の発症等により感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日目として7日間（8日目から登校・出勤可能）。別の家族が新たに感染した場合は、その日を0日目として改めて7日間。
- 保健所による感染者への聞き取り調査は行われるが、濃厚接触者への検査は実施されない。

2 学校で感染者が発生した場合

- 感染者は、原則10日間の出席停止。（発症日を0日目として10日間）
- 学校教育活動中での濃厚接触者の特定は行わない。  
ただし、学校で感染者と接触（発症2日前から）があった者のうち、感染対策（会話の際にマスクを着用していないなど）を行わずに飲食を共にした者については出席停止とする（黙食ができていない場合は対象外）。  
※出席停止の期間は、原則7日間となりますが、濃厚接触者の取扱いを参考にして学校において判断します。

担当：教頭 森

☎892-0017